

令和 7 年度愛知学院大学歯科技工専門学校自己点検・自己評価報告書

令和 7 年度 自己評価について

愛知学院大学歯科技工専門学校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従って昭和 37 年に愛知学院大学歯科技工士学校として、愛知学院大学歯学部併設されました。中部地区では最初のもので、歯科技工士に必要な専門教育を施すとともに仏教精神、特に禅的教養を基とした「行学一体」「報恩感謝」の理念をもって有用な人材を育成することを目的としています。

本校では令和元年度より、より良い自己評価を目指して文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考として評価項目の改良を行い、現状・課題の把握ならびに改善策の検討・実施を始めました。また、評価にあたっては教員の自己評価をはじめ、学生アンケートなども踏まえて行っています。今後は、この学校自己評価の結果を生かし更なる教育の質の向上を図っていきます。

1. 対象期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2. 実施方法

(1) 学内に「自己点検・自己評価委員会」を設置し、委員会を中心に教職員一同により評価を行う。

委員会構成：委員長 校長

委員 顧問

附属病院歯科技工部 歯科技工士長

歯学部事務長

その他校長が指名する者

(2) 評価は「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考に行う。

(3) 評価は、年一回年度末に行う。

(4) 評価結果の公開は、本報告書をホームページに掲載することにより行う。

3. 自己評価の項目

自己評価は、以下の 6 項目を実施する。

(1) 教育理念・目的・目標

(2) 教育課程、教育の実施、学修成果

(3) 学生の受入れ

(4) 学生支援教育実施組織・教員

(5) 教育環境

(6) 教育活動の基盤と改善・向上の取組

4. 評価項目に対する評価

評価は3～1の点数で記載する。

評価 3 : 基準を満たしており、特筆すべき取り組みを行っている

2 : 概ね基準を満たしている

1 : 基準を満たしておらず改善が必要

(1) 教育理念・目的・目標

小項目	評価の基準	評価
1 教育理念・目的及び目標の設定等	① 教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	3

【評価結果の分析】

小項目1について、建学の精神に基づき、教育理念を掲げ、これを具現化するための目的を明確にし、キャンパスガイド、ホームページにおいて明記している。

(2) 教育課程、教育の実施、学修成果

小項目	評価の基準	評価
1 教育課程の編成と授業科目	① 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	3
2 教育の実施	① 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 ② 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。	3
3 単位・卒業認定	① 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	3
4 学修成果目標の達成状況	① 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 ② 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2

【評価結果の分析】

小項目 1 について、教育の理念に基づいた歯科技工士を養成するため、基礎分野、専門基礎分野、および専門分野で体系的に編成し、系統性に配慮した授業科目を配置している。

小項目 2 について、講義・演習・実習など適切に実施し、それぞれの基準に基づき適正に成績評価を行っている。また、附属病院を有する歯学部の特設校の特色を活かし、附属病院と連携した実習を行っている。

小項目 3 について、本校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために、卒業認定方針を定め、それに基づき卒業認定を行っている。

小項目 4 について、資質能力の修得や学生の望む進路の実現に向けて目標を定め、概ね目標を達成している。

【今後の改善方策】

専修科生においても明確な目標を持ち、就職後も離職することのない満足した進路を選んでいけるよう指導を行っていく。

（3）学生の受入れ学生支援

小項目	評価の基準	評価
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	① 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。 ② 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	3
2 自主的な学習の促進に対する支援	① 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	2
3 多様な学生に対する支援	① 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	2
4 学生生活に関する支援	① カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。 ② 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。 ③ 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 ④ 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。 ⑤ 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	3

【評価結果の分析】

小項目 1 について、入学者の受入れ方針、選考基準を明確に定め、公正に選考を行っている。

小項目 2 について、入学前教育、補修を実施している。また、成績不振者に対し個別指導を行うなど学習支援に取り組んでいる。

小項目 3 について、社会人経験者の受入れを行っている。発達障害の学生に対しては国家試験合格に向けての特別指導を行っている。

小項目 4 について、キャンパスの敷地内にカウンセラーや相談室が配置されている。

学生への経済的側面に対する支援については、学校独自の奨学金制度を設け、支援活動を行っている。

【今後の改善方策】

「障がいのある学生への修学支援（合理的配慮）」を組織的にいき、より充実した支援体制の強化を検討していく。

(4) 教育実施組織・教員

小項目	評価の基準	評価
1 教員の配置、募集、採用	① 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。 ② 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	2
2 教員の組織編制等	① 学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。 ② 教員間で連携、協力体制を構築していること。	1
3 教員の資質の向上	① 学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	2

【評価結果の分析】

小項目 1 について、規定で定められた基準を概ね満たしている。

小項目 2 について、目的に応じた必要な教員組織を整備できておらず、業務分担、責任体制を規定等で定めていないため、適切な配置ができていない。

小項目 3 について、FD 活動や教員の研究活動を十分に行っている。

【今後の改善方策】

長年課題としている教員の人員不足の解消に向け、組織体制の整備を計画的に行っていく。

(5) 教育環境

小項目	評価の基準	評価
1 教育環境の整備	① 教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。 ② 学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 ③ 図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	2
2 安全対策、防災組織	① 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。 ② 火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	2
3 施設・設備等の点検、改善等	① 施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ② 施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	3

【評価結果の分析】

小項目 1 について、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を十分に備えている。学生支援のための施設・図書室は大学の施設を共有し、十分に確保できている。

小項目 2 について、学校安全計画を策定し、安全体制計画を適切に行っている。大学と協同した防災組織に属し、適切に運営している。

小項目 3 について、自習室、機器の点検を計画的に適切に行っている。

【今後の改善方策】

より安全性、充実性を求めた施設・設備の改善計画・実施を検討していく。

(6) 教育活動の基盤と改善・向上の取組

小項目	評価の基準	評価
1 中期事業計画と財務基盤	① 当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ② 当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	1
2 学校運営	① 学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	1
3 学校評価の実施と改善活動	① 学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ② 学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。 ③ 学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	2
4 社会からの理解と情報の公表	① 当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ② 教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取組んでいること。	2

【評価結果の分析】

小項目 1 について、中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容を位置付けている。教育活動を安定して遂行するための十分な財務基盤が確立しているが、今後の教育活動の充実、教育の向上を目指すうえで、組織体制、教員の配置状況等、学校運営において困難をきたしている。

小項目 2 について、職業教育に関するマネジメントに十分に取り組めていない。

小項目 3 について、年に 1 回自己評価を実施し、評価及び改善状況をホームページで公開している。

小項目 3 について、教育活動、学修成果等の状況に関する情報を都度、ホームページで発信している。

【今後の改善方策】

今後、第三者評価の実施に向けて、技工士団体や地方自治体などの外部組織による評価を検討していく。専門学校間の意見交換会などで情報を積極的に取り入れ、問題点の改善に向けて活用していけるよう努めていく。